

令和4年 第2回臨時会

浪江町議会会議録

令和4年5月12日 開会

令和4年5月12日 閉会

浪江町議会

令和4年第2回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

第 1 号（5月12日）

議事日程	5
出席議員	7
欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	7
開会の宣告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
閉会の宣告	32

浪江町告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和4年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和4年4月26日

浪江町長 吉田 数博

- 1 日 時 令和4年5月12日（木） 午前9時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について（浪江町南産業団地造成工事））
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町一般会計補正予算（第7号））
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））
 - (5) 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））
 - (6) 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））
 - (7) 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））
 - (8) 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）
 - (9) 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）
 - (10) 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス

- ス感染症の影響による被保険者等に対する令和4年度の国民健康保険税の減免に関する条例の制定について)
- (11) 指定管理者の指定について（浪江町福祉センター）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	佐々木恵寿君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	平本佳司君	14番	佐々木勇治君
15番	山崎博文君	16番	紺野榮重君

不応招議員（なし）

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和4年第2回浪江町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和4年5月12日（木曜日）午前9時開議

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について（浪江町南産業団地造成工事）） |
| 日程第 4 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第 5 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）） |
| 日程第 6 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）） |
| 日程第 7 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）） |
| 日程第 8 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 9 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 10 | 承認第 9号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について） |
| 日程第 11 | 承認第 10号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について） |
| 日程第 12 | 承認第 11号 | 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和4年度の国民健康保険税の減免に関する条例の制定について） |

日程第 13 議案第 39 号 指定管理者の指定について（浪江町福祉センター）

出席議員（16名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	佐々木恵寿君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	平本佳司君	14番	佐々木勇治君
15番	山崎博文君	16番	紺野榮重君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	成井祥君	教	育笠井淳一君
総務課長	横山秀樹君	企画財政課長	吉田厚志君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住民課長	柴野一志君	住宅水道課長	木村順一君
建設課長	戸浪義勝君	教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	蒲原文崇君
介護福祉課長	松本幸夫君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長	西健一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	掃部関久君	次長兼係長	中野夕華子君
------	-------	-------	--------

書

記
藤 田 知 宏 君

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和4年第2回浪江町議会臨時会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。

ご起立ください。黙禱。

[黙とう]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては、節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても、趣旨をご理解いただきたいと思います。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構であります。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いをいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第2回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、13番、平本佳司君、14番、佐々木勇治君、15番、山崎博文君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思えます。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を
求めることについて（工事請負契約の変更について（浪江町南産業団
地造成工事））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） おはようございます。

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、
ご説明いたします。

本案は、浪江町南産業団地造成工事の工事請負契約の変更につい
て、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、本年3月16日に発生した福島県沖を震源とする
地震により、整備済みのアスファルト舗装部分にひび割れが生じ、
補修のため工期内の完成が困難となったことから、工期の延長を
行ったものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） おはようございます。

専決第1号資料をご覧ください。

1、契約の目的、浪江町南産業団地造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字請戸地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、42億5,010万800円、うち取引に係る消費税及び地
方消費税の額3億8,637万2,800円。

5、契約の相手方、鹿島・泉田特定建設企業体、代表者、宮城県
仙台市青葉区二日町1番27号、鹿島建設、東北支店、常務執行役員
支店長、勝治博。

6、工期、変更前、令和元年12月18日から令和4年3月31日。変
更後、令和元年12月18日から令和4年5月31日まででございます。

次に、資料のほうをご覧くださいと思います。

ここの写真にございますように、被害状況、アスファルト舗装に

対するひび割れ、クラック51か所、その他の被害は、フェンス等の軽微なゆがみ。

対応状況でございますが、アスファルト舗装ひび割れに対して、舗装表層の打ち替え少々と補修剤の注入が大半であります。費用につきましては、工事請負約款第31条の規定により、引渡し前に天災等の被害を受けた場合、請負代金の100分の1%までの費用は受注者側が対応することになっているため、今回の対応経費は受注者が負担することになりまして、町の追加負担は生じないものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 質問いたします。

この写真の中でちょっとぬれた箇所みたいのがあるんですが、これは液状化現象によってぬれた箇所なのか、それとも何か液がこぼれた形であるのかということと、あちこち大分ひびが入っているし、土のほうの盛土のほうもひびが入っているような写真なんですけど、完全な締固めとか、そういうものが完全になっているのかどうかというのがちょっと心配なところがあります。これ断層でないことは確かだと思うんですが、この点についてお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、黒っぽいのは、泥とか液剤の工事やったときのものがございますので、液状化で出てくる液体ではありません。

次に、やはり今回の地震、南相馬辺りもかなりひどかったわけですが、当町はそれよりは軽微であったものの、クラックももう下までずっと入っているような、ひび割れじゃなくて、表面へのひび割れでありましたので、締固めについてもよく確認をさせておりますが、その辺は大丈夫だと思ひまして、補修剤を注入して直る程度のところが大半でありまして、舗装の表面の打ち替えをすることが4か所ほどありましたが、50か所のうち大半は表面的なクラックであります。

なお、ご指摘のとおり、その辺の土の踏み固めについても再度チェックして、最終的に5月末日までに完璧になるように監督してまいります。

以上です。

- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について（浪江町南産業団地造成工事））を採決します。
採決は起立により行います。
本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。
- 町長（吉田数博君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。
本案は、令和3年度浪江町一般会計補正予算（第7号）について、専決処分の承認を求めるものであります。
内容については、地方交付税や各事業費が確定したことにより、令和3年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億7,518万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を335億7,189万6,000円とするものであります。
詳細については、企画財政課長に説明させます。
- 議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（吉田厚志君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明させていただきます。
まず、10ページをお開きください。
まず、歳入の主なものからご説明させていただきます。
款2 地方譲与税、項1 自動車重量譲与税、目1 自動車重量譲与税1,473万9,000円の増、こちらは譲与額確定による増でございます。
11ページをご覧ください。

款6法人事業税交付金、項1法人事業税交付金、目1法人事業税交付金2,209万7,000円の増、こちらにつきましても譲与額確定による増でございます。

12ページをお開きください。

款7地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1億153万7,000円の増、こちらにつきましても交付額確定による増でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億5,577万1,000円の増につきましては、特別交付税の交付額確定による増でございます。

次に、14ページをお開きください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1億7,712万6,000円の減につきましては、主に福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）と被災者支援総合交付金の対象事業の減によるものでございまして、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）につきましては、主に水道施設整備事業費、防災コミュニティセンター整備事業費、埋蔵文化財発掘事業費の減によるものでございます。被災者支援総合交付金につきましては、主に町内コミュニティ再生支援事業費、生活支援バス運行事業費の減によるものでございます。

続きまして、目2民生費国庫補助金5,547万3,000円の減につきましては、主に子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金に係ります支給実績の減と、令和3年2月の福島県沖地震によります被災家屋の解体に伴います災害等廃棄物処理事業費補助金の解体実績の減によるものでございます。

目4商工費国庫補助金5,886万7,000円の減につきましては、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の確定に伴う減額でございます。

続きまして、15ページをお開きください。

款14国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金4,818万6,000円の減につきましては、主に対象事業の減によるもので、節3原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金は、主に防犯カメラによる防犯対策事業費、防犯見守り隊事業費、有害鳥獣等補助事業費の減額等による減額、これに加えまして、節4の福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金の減によるもので、こちらは主に町営高瀬球場の復旧事業費、陶芸の杜おおぼり復旧事業費、両竹請戸線等道路修繕事業費、こちらの減などによるものが主な原因となっております。

次のページ、16ページをお開きください。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金3,710万8,000円の減でございますが、こちらは主に東日本大震災に係る災害関連死の災害弔慰金の交付額確定によります減となっております。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金2億7,158万3,000円の減につきましては、主に節2福島再生加速化交付金の減によるもので、主に畜産施設整備事業費、育苗施設等整備事業費の減などによるものでございます。

17ページをご覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金1億629万7,000円の減につきましては、節1農業費県補助金の営農再開支援事業補助金の実績による減によるものでございます。

目7教育費県補助金2,160万4,000円の減につきましては、被災児童生徒等就学支援事業補助金の実績による減額となっております。

続きまして、19ページをお開きください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金6,205万7,000円の減でございますが、対象事業の減となっております。主に畜産施設整備事業費、津波被災住宅再建補助事業費、災害弔慰金事業、農業関連施設CM業務の減などによるものでございます。

目7浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金1億4,031万5,000円の減につきましても対象事業費の減額によるもので、主に畜産施設整備事業費、営農再開支援水利施設等保全事業費、水道施設整備事業費等の減額によるものでございます。

続きまして、款20諸収入、項4雑入、目1雑入1,123万6,000円の減につきましては、主に災害援護資金借入金の実績による減、その2つ下の仮設店舗事務所解体費助成金の実績による減、こちらが主な理由となっております。

続きまして、21ページからは歳出のご説明をさせていただきます。まず、22ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費7,933万8,000円の増でございますが、こちらは主に節24の積立金によるものでございまして、今年度、後年度の復興財源にするために積み立てております浪江町復旧・復興基金積立金、こちらの積立て等、こちらと交付金の対象事業が確定に伴いまして減額となりました浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金積立金、こちらの差額が主に補正額の計上額となっております。

次に、目9自治振興費2,329万4,000円の減でございますが、主に

節12の委託料、こちらの町内コミュニティ再生支援業務委託料の事業費確定による減によるものでございます。

23ページをご覧ください。

目15定住推進費2,721万4,000円の減でございますが、こちらは主に節12委託料の減でございます。こちらの中の24ページをお開きください。地域おこし協力隊業務委託料、こちらの事業実績の減が主なものとなっております。

続いて、26ページをお開きください。

款3民生費、項3災害救助費、目1生活支援事業費2,618万1,000円の減でございますが、こちらは主に節12委託料の復興支援員中間支援組織委託料、こちらの事業実績の減によるものが主な原因でございます。

その下、目4災害救助救援対策費1億2,450万円の減でございますが、こちらは主に節12の委託料の災害等廃棄物撤去処理業務委託料の事業実績による減、こちらと節19扶助費の、こちらは27ページに記載しておりますが、災害弔慰金に係る対象事業の事業実績の減によるものが主な原因でございます。

続いて、29ページをお開きください。

29ページ中ほどの款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費で2,450万5,000円の減額となっております。こちらは上水道事業補助金の事業実績に伴います減額となっております。

続きまして、30ページをお開きください。

款6農林水産業費、項1農業費、目4農業振興費3,569万3,000円の減につきましては、主に節12委託料の中の育苗施設建築設計業務委託料の、こちらの対象事業費の確定による減額、こちらと節14工事請負費の育苗施設敷地造成工事、こちらも対象事業費の確定による減額、こちらが主な減額の原因でございます。

同じく目6の営農再開支援事業費1億476万8,000円の減につきましては、節18負担金補助及び交付金の営農再開支援事業補助金、こちらの事業実績の減に伴います減額が主な原因でございます。

31ページをご覧ください。

31ページ下のほう、款6農林水産業費、項2農業土木費、目1農地保全管理費4,314万7,000円の減につきましては、主に節12委託料の調査測量設計委託料、こちらと節14工事請負費、農地保全管理工事、こちらそれぞれの対象事業の実績による減でございます。

続きまして、35ページをお開きください。

款9消防費、項1消防費、目4防災対策費6,781万円の減でございますが、こちらは主に節14工事請負費の復興まちづくり地区公共

施設整備工事、いわゆる防災コミュニティセンターと言っている部分、3か所分の事業費が確定したことに伴う減額が主な要因でございます。

次のページ、36ページをお開きください。

36ページ下のほう、款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費1,311万8,000円の減でございますが、こちらは要保護及び準要保護児童援助費の事業実績による減となっております。

37ページをご覧ください。

款10教育費、項5社会教育費、目2文化財保護費3,491万円の減でございますが、こちらは主に節12委託料の公共事業埋蔵文化財発掘調査委託料の事業費確定による減が主な要因でございます。

38ページをご覧ください。

款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費1億2,572万6,000円の減でございますが、こちらは主に節14工事請負費にございます運動公園整備工事、トイレ、倉庫等新築工事、こちらそれぞれの対象事業費が確定したことに伴います減額でございます。こちらが主な要因となっております。

最後に、7ページにお戻りください。7ページをお開きください。

7ページ、第2表継続費補正でございますが、款6農林水産業費、項1農業費、事業名が育苗施設敷地造成工事でございますが、こちらが契約額及び令和3年度分の支払額の確定に伴いまして、総額及び年割額を表のとおり変更させていただくものでございます。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を147万4,000円とするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、承認4号について事項別明細書によりご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金で40万4,000円の増となっております。

続いて、歳出でございますが、7ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で4万円の減、款2助成費、項1助成費、目1助成費で71万円の減、款3予備費、項1予備費、目1予備費で40万4,000円の増、款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金75万円の増でございます。いずれも事業確定による補正でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算

(第1号)) を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億103万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を38億1,588万8,000円とするものです。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金1億153万2,000円の減につきましては、県補助金の確定によるものでございます。

次に、款5 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金49万8,000円の増につきましては、国民健康保険財政調整基金の令和3年度分の利子収入を計上するものでございます。

次に、7ページは歳出でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費5,011万円の減につきましては、給付額確定による減でございます。同様に目2 退職被保険者等療養給付費から目4 退職被保険者等療養費まで、給付額の確定による減でございます。さらに、同様に項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金300万円の減、また、その下

でございますが、項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費65万円の減につきまして、同じく給付額の確定による減でございます。

8 ページをお開きください。

款 5 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 国保基金積立金49万8,000円の増額は、浪江町国民健康保険財政調整基金への積立基金利子でございます。

款 7 諸支出金、項 2 繰出金、目 2 一般会計繰出金200万円の増につきましては、先ほどの出産育児一時金減額に伴いまして、一般会計から繰り入れていた町負担分を一般会計に返還するものでございます。

最後に、予備費4,724万6,000円を減額しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第 5 号は承認することに決定しました。

◎承認第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 7、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第

5号) について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ999万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億4,391万9,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 歳入歳出補正予算事項別明細書6ページをお開きください。

歳入予算についてご説明いたします。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金442万2,000円の減、同じく目2基金繰入金546万5,000円の減は、歳出事業費確定による繰入金の減額であります。

7ページに移りまして、歳出でございます。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務管理費85万1,000円の減、同じく目2下水道建設費274万9,000円の減、同じく目3下水道維持管理費639万6,000円の減は、各施設におきまして事業費の確定による不用額の減額であります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ507万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,320万円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 歳入歳出補正予算書事項別明細書6ページをお開きください。

歳入予算についてご説明いたします。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金426万7,000円の減、同じく目2基金繰入金349万8,000円の減は、歳出事業費確定によるものです。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金35万円の増は、前年度歳計剰余金確定によるものです。

款5諸収入、項1雑入、目1雑入26万2,000円の増は、高瀬地区内県道拡幅に伴う公共ます移設補償費であります。

款6国庫支出金、項1国庫負担金、目1災害復旧費国庫負担金207万5,000円の増は、令和元年台風19号による高瀬浄化センターの災害復旧費であります。

7ページに移りまして、歳出につきましては、款1農業集落排水事業費及び款2公債費は、財源調整でございます。

款3予備費507万8,000円の減は、歳入歳出額の調整によるものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を

採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決定しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ877万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億7,798万5,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金384万1,000円の減及び目2地域支援事業交付金1,060万1,000円の増、国庫補助金の交付決定によるものです。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金1万6,000円の増は、介護給付準備基金の利子配当によるものです。

款9諸収入、項1雑入、目1雑入200万2,000円の増は、第三者行為納付金について国保連からの支払い決定によるものです。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金1万8,000円の増は、介護給付費準備基金の利子積立金の確定によるものです。

11ページをお開きください。

款6 予備費876万円の増は、歳入歳出の調整によるものです。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は承認することに決定しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地方税法等が改正されたことに伴う浪江町税条例等の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、浪江町税条例等の一部を改正する条例について、承認第9号資料によりご説明申し上げます。

資料のほうの準備をよろしくお願ひいたします。

まず、2の改正の概要をご覧ください。今回の改正としましては、第1条として、浪江町税条例の一部を改正するもので、主に町民税及び固定資産税についての改正でございます。

第2条として、浪江町税条例等の一部を改正する条例の一部改正

で、町民税の改正でございます。

なお、関連する改正につきましては、一括してご説明いたします。また、改正等に伴う条項ずれによる改正につきましては、説明を省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

まず、第1条、浪江町税条例の一部改正でございます。

初めに、個人町民税の改正でございます。第33条第4項及び第6項でございますが、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用することとし、個人住民税における課税方式を所得税と一致させる等、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、第34条の9第1項及び第2項でございますが、配当割額または株式等譲渡所得割額について、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うこととしたものでございます。

次に、第36条の3の2第1項でございますが、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項に退職手当等に関わる所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものとしたものでございます。

次に、第36条の3の3第1項でございますが、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等に関わる所得を有する一定の配偶者及び扶養親族を有する者について提出義務を追加し、記載事項に配偶者の氏名を追加するものとしたものでございます。

2ページをお開きください。

附則第7条の3の2第1項でございますが、住宅借入金等特別税額控除の延長の見直しでございます。適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするなどの措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。

続きまして、附則第16条の3第2項でございますが、配当所得等の申告分離課税について、所得税において申告分離課税の適用がある場合に限り適用することとしたものでございます。

次に、附則第17条の2第3項でございますが、こちらは引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。

続きまして、附則第20条の2第4項、それから附則第20条の3第4項及び第6項でございますが、こちらは国内居住者の海外からの利子等及び配当等について、個人住民税における課税方式を所得税と一致させる等、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、附則第26条第1項及び第2項でございますが、先ほどご説明させていただいた附則第7条の3の2第1項の改正による住宅借

入金等特別税額控除の延長見直しに伴いまして、この条項を削除するものでございます。

続きまして、固定資産税に関する改正でございます。第73の2、第73の3でございますが、固定資産税課税台帳を閲覧に供し、または固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされていることによって人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他、固定資産課税台帳を閲覧に供し、または当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合については、住所の削除など必要な措置を講ずることができることを明確化することとしたものでございます。

3 ページに移ります。

附則第10条の2第2項でございますが、地方税法附則第15条第2項第5号に規定する下水道除外施設について、適用対象を新たに下水道が整備されたことに伴い、除外施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定し、また市町村で定める課税標準の特例割合が改正となったことから、地方税法で規定する参酌値の割合となる5分の4を適用するものとしたものでございます。

次に、附則第10条の3第8項及び10項でございますが、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例を拡充する改正でございます。

続きまして、附則第12条第1項及び10項でございますが、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇の幅を現行5%から2.5%とする改正でございます。

次に、第2条の改正でございます。第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書について、扶養申告書の改正に伴い、改正の文言を改めるものでございます。

次に、附則第2条第4項町民税に関する経過措置につきまして、文言の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日でございますが、この改正は令和4年4月1日から原則的な施行となります。一部の規定につきましては、令和5年1月1日、令和6年1月1日、令和6年4月1日から施行することとなっております。

なお、資料の1ページから3ページの各改正条例の右側にそれぞれの施行日を記載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、承認第9号は承認することに決定しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地方税法施行令等が改正されたことに伴う浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、承認10号資料によりご説明申し上げます。

資料のご準備をお願いいたします。

1 ページをご覧ください。

2、主な改正内容でございますが、第2条及び第23条、課税限度額の改正でございます。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に上げさせていただくものでございます。

3の施行期日でございます。この条例につきましては、令和4年4月1日からの施行となります。

この条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用いたしまして、

令和3年度分までの国民健康保険税については従前の例によるとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第10号は承認することに決定しました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和4年度の国民健康保険税の減免に関する条例の制定について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する令和4年度の国民健康保険税の減免に関する条例の制定について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、承認第11号資料によりご説明いたします。

資料の準備のほどよろしくお願いいたします。

10ページをご覧ください。

2の国民健康保険税の減免でございます。第2条第1項第1号に

つきましては、感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯については、全部を減免するものとしたものでございます。

第2条第1項第2号につきましては、感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、アとしまして、減少額が保険金、損害賠償等による補填を除いて前年の事業収入等の10分の3以上であること、イとしまして、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること、ウとしまして、事業収入等以外のその他の所得の前年の合計額が400万円以下であること、これらのアからウの全ての要件を満たす世帯については、次の2ページをお開きいただきまして、表1で算出した保険税額に対しまして、表2の区分に応じて税額を減免するものとしたものでございます。

前年中の合計所得金額が300万円以下については全部を減免、400万円以下については減免の割合を、10分の8を減免、以下、表に記載のとおり減免とすることとしたものでございます。

第2条第2項につきましては、表の上側です。2ページの上段のほうになりますけれども、東日本大震災等による被災者に対する令和4年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例第3条第1項に規定する減免の適用を受けていない者に対し、前項の減免を適用することとしたものでございます。

第3条につきましては、減免の対象となる国民健康保険税についてでございます。減免の対象となる国民健康保険税につきましては、令和4年度分の国民健康保険税のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限の到来するものとしたものでございます。また、令和3年度分の保険税であって、令和3年度末に資格をしたこと等によって令和4年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものについても適用するものとしたものでございます。

3ページに移ります。

第4条は、減免の申請についてでございます。減免を受けようとする者については、所定の申請書を令和5年3月31日までに町長に提出しなければならないものとしたものでございます。

第5条は、減免の決定通知についてでございます。申請書の提出があった場合は、速やかに減免の処分について通知するものとしたものでございます。

第6条は、減免の取消しについてでございます。町長は、虚偽の申請等不正行為が認められたときは減免の決定を取り消すものとしたものでございます。

第7条は、減免金額の変更についてでございます。過年度分の修

正申告等により変更があった場合は、その申告に基づいて減免金額の変更または取消しを行うとしたものでございます。

第8条は、委任についてでございます。条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めるとしたものでございます。

3といたしまして、施行期日でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和4年度分の国民健康保険税の減免に関する条例の制定について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第11号は承認することに決定しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第39号 指定管理者の指定について（浪江町福祉センター）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第39号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

本案は、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき選定し、浪江町福祉センターの指定管理者の候補者となった社会福祉法人浪江町社会福祉協議会を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案書によりご説明を申し上げます。

1、管理を行う公の施設の名称、浪江町福祉センター、位置、浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1。

2、指定管理者となる団体等の名称、代表者及び住所、団体等の名称、社会福祉法人浪江町社会福祉協議会、代表者、会長、吉田数博、住所、浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1。

3、指定期間、令和4年6月1日から令和9年3月31日まで。

続きまして、資料をご覧ください。

1、指定管理者に管理を行わせる目的について、ご説明いたします。

浪江町福祉センターは、町内での介護サービス等の不足を解消することを目的として設置する施設です。この運営には、地域における様々な福祉、介護ニーズに決め細かく柔軟に対応することが必要であり、施設の設置目標をより効果的、効率的に達成するため、候補者を選定しました。

次に、2、指定管理者の選定方法について、ご説明いたします。

浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により指定管理候補者の公募を行った結果、1団体からの応募があり、指定管理者選定委員会の審査を得て、社会福祉法人浪江町社会福祉協議会を指定管理候補者として決定しました。

次に、下に表示しておる施設が管理対象となります。通所介護事業所棟においては15人規模の通所介護事業、事務所棟においては、社会福祉法人浪江町社会福祉協議会、B型就労継続支援事業所、そして、NPO法人コーヒータイムが入ることになっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで常任委員会開催のため、10時25分まで休憩します。

（午前10時08分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時25分）

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第39号 指定管理者の指定について（浪江町福祉センター）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 1点だけちょっと質問させていただきます。

福祉センターに関しては、昨年度、私も文教厚生の方に所属していたので内容等は分かっておりました。今回ちょっと質問させていただきたいのは、指定管理者の選定方法で公募というふうになっていて、1者の応募があったということなんですけれども、この公募の中身というんですか、条件ですか、こういう形で公募をしましたというのが分かれば教えていただきたいです。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 条件については1つだけございまして、社会福祉法人に限るということで公募をしております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 15番。

確認も含めてですけれども、議案書によると指定管理者となる団体等の名称、代表者ということで、名称は社協、代表者が会長として吉田数博町長になっております。つまり、町のほうで指定するに当たって、町が町長名で指定して、指定管理者のほうの代表が会長である町長になっているので、その辺は審査会のほうで何か意見が出なかったのかなというふうに私、思っています、例えばの話ですけれども、資料の中の1に効果的、効率的にというような文面が入っていますけれども、町が指定管理者である社協に改善を求めるような場合があった場合に、町長名で改善を求めて、受けるほうは社協の会長である、これは個人名なのか町長名なのか、ちょっとこの辺も確認が必要なんですけれども、そういうような問題が生じないのかなとちょっと危惧するものですから、その辺はどうなんでしょうかね。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問でございますが、慣例として、町長が会長を務めるというふうになっておりました。ただ、現在の状況を見ますと、他町村あるいは郡内の中では、首長以外の方にシフトすべきだという社会状況がございます。そういった中で浪江町社会福祉協議会においても、会長は、すなわちイコール町長という形ではなくて、一般の方に、識見のある方をお願いをしようということで、浪江町社会福祉協議会においても、今、手続を進めておりました、6月の理事会第2回において変更を予定しているところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案書39号 指定管理者の指定について（浪江町福祉センター）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。
-

◎閉会の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。
これをもって、令和4年第2回浪江町議会臨時会を閉会します。
(午前10時30分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 平 本 佳 司

署名議員 佐々木 勇 治

署名議員 山 崎 博 文